

改正児童福祉法への対応等について（とりまとめ）別紙①～⑧

- こども家庭センターについて..... 別紙①
- 家事・育児訪問支援事業..... 別紙②
- 子育て短期支援事業、一時預かり事業（拡充）..... 別紙③
- 親子再統合（親子関係再構築）支援事業..... 別紙④
- 里親支援センター..... 別紙⑤
- 妊産婦等生活援助事業..... 別紙⑥
- 施設退所児童等社会生活・就労支援事業（社会的養護自立支援拠点事業）..... 別紙⑦
- こどもの権利擁護環境整備事業..... 別紙⑧

※令和6年度の対応策等については、検討中のものが含まれます。

<趣旨・目的>

○ 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。

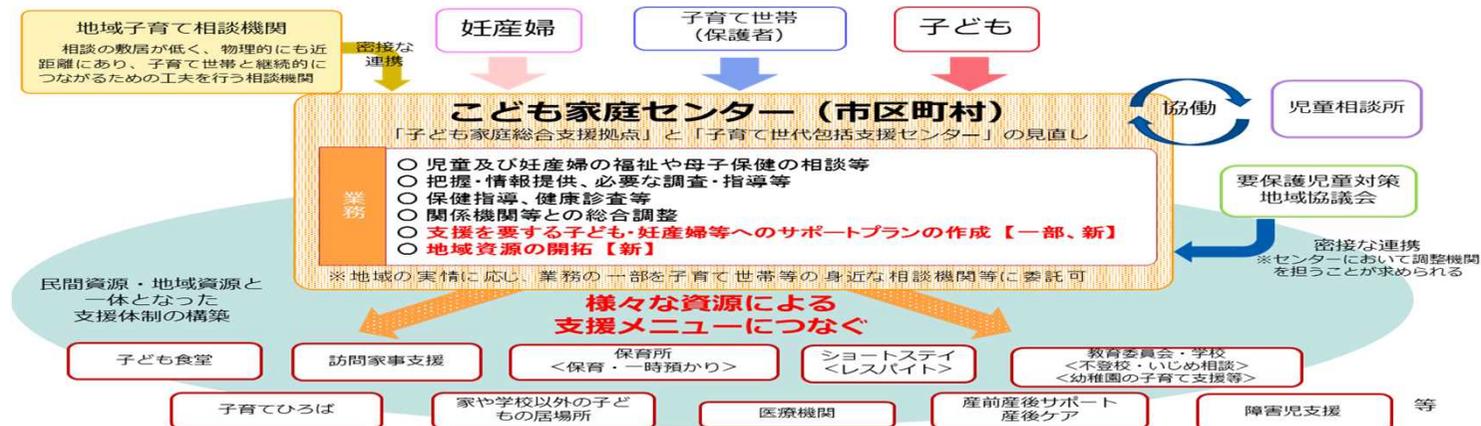
○ 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

<業務内容>

○ こども家庭センターは、これまで母子保健機能（子育て世代包括支援センター）や児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）において実施している相談支援等の取組に加え、

新たに

- ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、
 - ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓、
- を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。



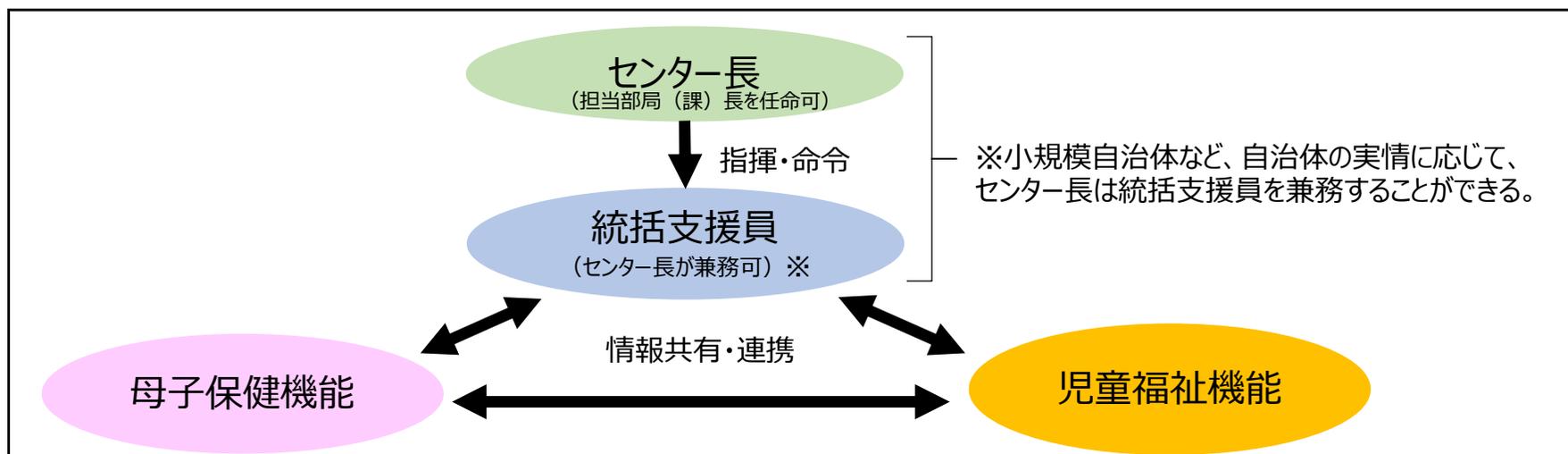
こども家庭センターの要件について

こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。（改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条参照）

【要件】

1. 母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うこと。
2. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。（※）
3. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。
4. 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。
5. 当該施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称すること。

（※）…小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる。



事業内容

- ・家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭やヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・育児等を支援することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防止する。
- ・本事業の活用を契機に、既存の福祉サービスにつなげる。
拒否的な家庭に対して支援に入ることで、福祉サービスを受け入れる下地を作る。

対象家庭

0～18歳の児童がいる家庭のうち

- ・家事や育児等に対し不安・負担を抱えた要保護、要支援の家庭
- ・ヤングケアラー等が過度な家事や育児等のケアを担っている家庭

※対象世帯からの申請ではなく、各区役所で対象世帯を選定し、支援導入を決定

※約100世帯を想定

支援内容

- ・家事支援（食事の準備及び後片付け、衣類の洗濯、居室等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物 など）
- ・育児支援（授乳・食事の介助、おむつ交換、沐浴介助、保育所等の送迎支援 など）

【支援頻度】1週間に2時間程度（1回30分以上）

【支援期間】3か月ごとに延長の可否を検討

利用負担額

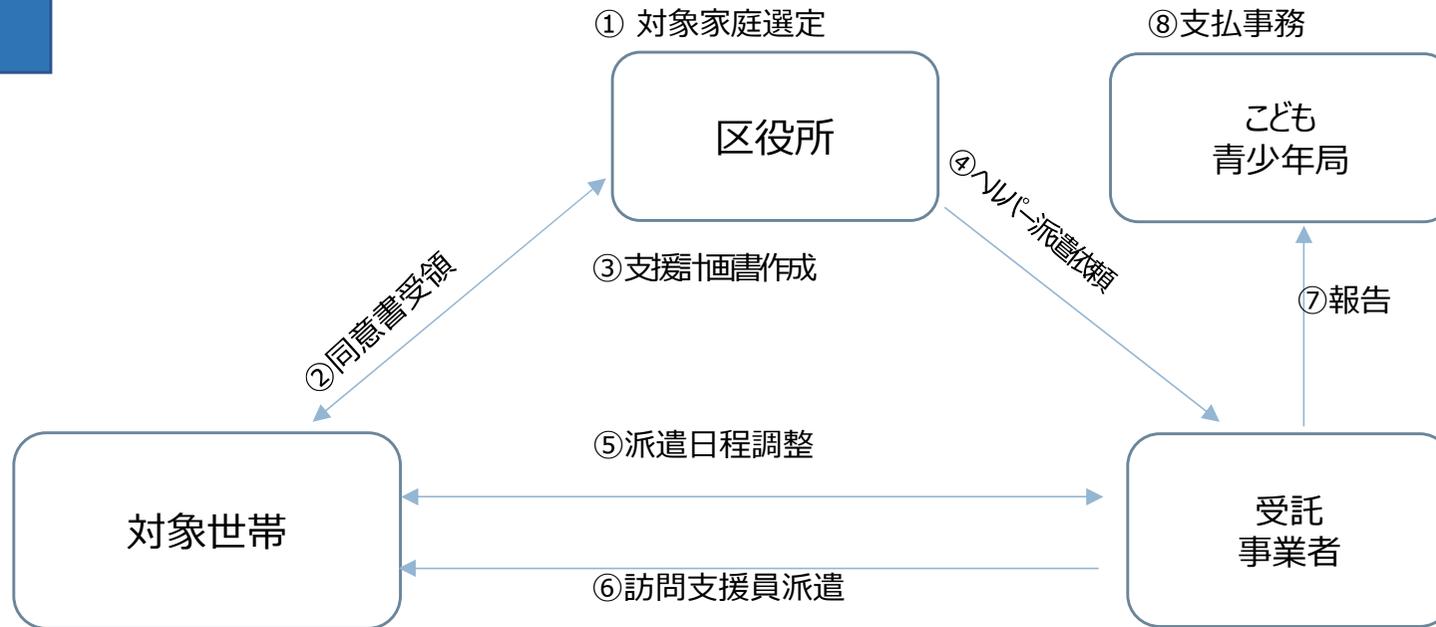
なし（無料）

※国は一部利用者負担を想定しているが、本市は全対象世帯について利用者負担なしとする

事業開始

令和5年10月～

事業フロー



受託事業者

53事業者（各区7～16事業者）
（うち、全市対応事業者：5事業者）

※令和5年11月末時点

- | | |
|---------------|-------|
| ・障がい事業者 | 6事業者 |
| ・介護事業者 | 4事業者 |
| ・介護・障がい事業者 | 37事業者 |
| ・その他（家事代行業者等） | 6事業者 |

	現状	課題	対応策（令和6年度）
子育て短期支援事業	令和5年11月1日現在 乳児院7か所 児童養護施設8か所 計15か所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大阪市こども・子育て支援計画（第2期）の令和4年度目標値1,218人日に対し、令和4年度の利用実績は409人日にとどまっている。 ➤ 施設職員の人材確保が課題①となっており、専任職員がいないと受入が難しい場合がある。 ➤ 既に入所している措置児童等との関係性から、専用居室がない②と受入が難しい場合がある。 	<p>①「専任職員配置加算」の創設</p> <p>②「専用居室整備補助」の創設</p> <p>⇒専任の職員配置や専用の居室整備を推進することで受け入れを促進</p>
一時預かり事業	こども・子育て支援計画上の目標78か所 令和5年11月1日現在 72か所 (うち、10か所は休止中)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保育人材の確保が課題①となっており、また人件費等にかかる経済的負担が大きい。 ➤ 現行の補助制度では、歳児の区別はないが、0歳児の受入れ②は他の歳児と比べ職員配置が手厚くする必要があり、運営が厳しくなる。 ➤ 高額な賃料による経済的負担が大きく、事業実施場所の確保が厳しくなっている③ ➤ 法律上子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が明確化されたことにより、今後、さらなるニーズに対応④が必要 	<p>①「専任保育士の配置加算」の創設</p> <p>②「0歳児加算」の創設</p> <p>③「賃料補助」の創設</p> <p>④「運営補助金」の改善（さらなる細分化）</p> <p>⇒既存施設の安定的な運営、及び新規開設につなげることで受け皿を確保</p>

親子再統合（親子関係再構築）支援事業

令和6年4月より、法定事業として「親子再統合事業」が位置づけられるため、本市独自の取り組みであった「家族再統合事業」を廃止し、専門性を持つ職員の雇用等により新たに「親子再統合（親子関係再構築）支援事業」として再構築し、法改正に対応する。

新旧事業対照表	現行（令和5年度） 家族再統合支援事業	再構築後（令和6年度） 親子再統合（親子関係再構築）支援事業
事業目的とその効果	<p>児童虐待を行った保護者及び虐待を受けたこどもに対して、保護者が虐待というこどもへのかかわりを修正し、こどもの健全な発達をうながすことにより、家族機能の回復を目的とする。</p> <p>施設を退所し家庭引取りになった場合、家庭で再び虐待が起こらないよう継続した支援を行うため、家庭復帰支援員を配置し、ケースワーカーを補助する。</p>	<p>虐待をはじめとする養育上の課題や問題により傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組み、こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に回復することを目指す。</p> <p>親子関係再構築支援員の配置により親子交流及びライフストーリーワークの実施を増加させ、こどもと親との関係性の再構築を促進する。その一つの効果として、こどもの施設等への措置期間が短縮される。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) カウンセリング事業 (2) グループプログラム (3) 施設入所児童及び退所児童の家庭復帰支援 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 親子関係再構築支援員の配置 (2) 親子関係再構築支援 <ul style="list-style-type: none"> ① カウンセリング事業 ② 保護者支援プログラム (3) 保護者支援プログラム等資格取得支援
支援員の配置	<p>中央 家庭復帰支援員 2名</p> <p>北部 家庭復帰支援員 1名</p> <p>南部 家庭復帰支援員 1名</p>	<p>中央 親子関係再構築支援員 2名</p> <p>北部 親子関係再構築支援員 2名</p> <p>南部 親子関係再構築支援員 2名</p>
支援員の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・被措置児童にかかる調査（施設等への訪問） ・社会的養護児童にとって必要不可欠な取り組みである「ライフストーリーワーク」の実施にかかる補助業務 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係機関との連絡調整 (2) 親子の面会・外出等の補助 (3) こどもの意見・意向の把握 (4) ライフストーリーワークの実施

（１）支援体制の強化・・・親子関係再構築支援員の配置

業務内容① 関係機関との連絡調整

児童養護施設・乳児院等を訪問して、保護状況調査を行い、こどもや保護者の状況や意見・意向を把握。児童福祉司と協働し、必要な調査（家庭訪問・戸籍調査など）、児童記録の整理やジェノグラム等の資料作成を行い、適時適切な支援につなげる。

業務内容② 親子の面会・外出等の補助

親子交流（オンラインを含む）を促進する。

業務内容③ こどもの意見・意向の把握

「権利ノート」を用いてこどもに意見表明はじめ様々な権利があることを説明し、施設での生活や将来についてのこどもの意見・意向を把握するとともに、必要な情報を提供する。

業務内容④ ライフストーリーワークの実施

こどもへのライフストーリーワークを児童福祉司と共に準備し、実施を補助する。

（２）支援メニューの充実・・・保護者支援プログラム等資格取得支援

保護者対応を行うこども相談センター職員にペアレンティングファシリテーター養成講座等の保護者支援プログラムを受講させ、専門的な知識及び技術の習得を図る。

1. 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法において、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられた。
- これまでの里親支援機関による支援が里親支援事業の一部のみにとどまっているという現状を踏まえ、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、包括的に里親支援を行うための施設として里親支援センターを設置することにより、家庭養育を推進し児童の養育環境の向上を図る。

2. 事業の概要

(1) 里親支援センターの概要

① 支援内容

里親支援センターは、里親等に係る支援を包括的に実施することとし、具体的には以下の里親支援事業をすべて実施するものとする。

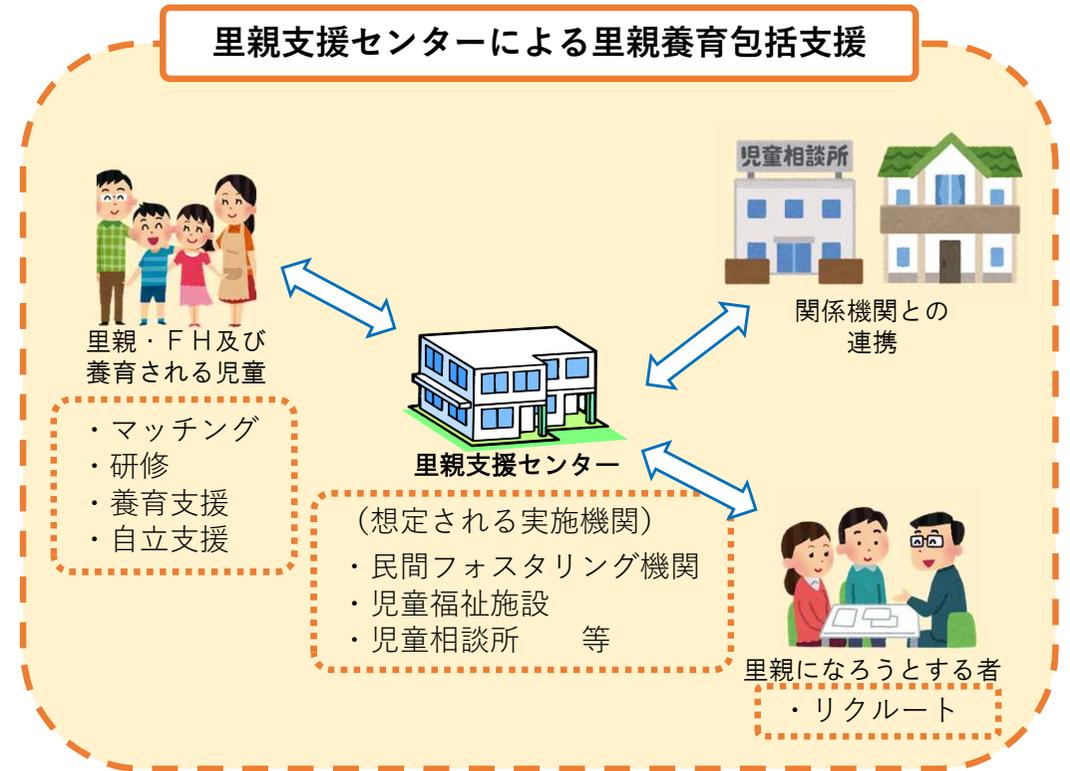
- i 里親制度等普及促進・リクルート業務
- ii 里親研修・トレーニング等業務
- iii 里親委託推進等業務
- iv 里親訪問等支援業務
- v 里親等委託児童自立支援業務

※特別養子縁組にかかる支援は対象外

② 支援対象者

里親支援センターの支援の対象は以下のものとする。

- ・ 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に従事する者（事業者、養育者、補助者。以下、「里親等」という）
- ・ 里子とファミリーホームで養育される児童（以下、「里子等」という）
- ・ 里親になろうとする者



概要

大阪市では、「日齢0日児問題」への対応として、令和2年10月より「産前・産後母子支援事業」を実施している。令和6年度より、国の児童福祉法改正に伴い、「妊産婦等生活援助事業」が創設され、同時に、類似する「産前・産後母子支援事業」が廃止となる。産前・産後母子支援事業はR6年度まで長期契約を締結していることから、R7年度より、従来からの課題に対する解決策として新たに妊産婦等生活援助事業を実施する。

産前・産後母子支援事業における課題

課題①：部屋数の不足

現在、母子支援生活施設の空き居室を利用していることから、満室により入居を断るケースが複数生じている。

課題②：専門的な相談支援の未整備

専門的なカウンセリングやパートナーとのトラブルなどによる法律的な相談を必要としているケースが多いが、専門的な相談には対応していない。

課題③：特定妊婦等への周知不足

「日齢0日児問題」未然防止効果が高いが、行政ないしは本事業との繋がりが少ない潜在的特定妊婦も多数存在すると思われる。繋がりのない妊婦に対する周知広報を強化し、本事業の認知度を上げる必要がある。

課題を踏まえた今後の対応について

新規事業の設立

産前・産後母子支援事業の廃止

R7年度始動の事業名称
妊産婦等生活援助事業

解決策②：専門的な相談機能

妊娠相談窓口をに加え、専門の心理士や弁護士と連携することで、心理カウンセリングや法律などの専門的な相談に対応する。

妊娠
相談

心理士による
カウンセリング

弁護士による
法律相談

解決策①：居室の専有化

R7年度以降の妊産婦等生活援助事業では、居室の専有化も含め居室を確保する予定。

解決策③：高校生等への広報

特定妊婦のうち、約2割が若年妊婦という調査研究があり、大阪府の公表データでは未受診・飛び込み出産のうち約13%は若年妊婦。

カード型
チラシ等

児童
養護
施設

コンビニ

高校

目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

概要（支援内容）

※ ①～③は実施を必須とし、④は地域の状況等に応じた実施を可能とする。

① 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供。

② 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

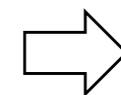
社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供。

③ 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携。

④ 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。



R6から実施
予定

二ーズを踏まえ
R7以降実施検討



概要

こどもの権利擁護について理解の醸成を図るとともに、意見表明等支援員が措置されているこどもを定期的に訪問してこどもの意見表明を支援する。加えて、児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、こどもの意見表明に関して必要な調査を行ったうえで審議し意見具申等を行うことにより、こどもの権利擁護にかかる環境を整備する

① こどもの権利ノート

・こどもが意見を表明するなどの権利を行使できることを記載する「こどもの権利ノート」を施設入所（里親委託）時に配付する

② 意見表明等支援事業（アドボカシー活動の実践）

・こどものアドボカシーの専門性を有する意見表明等支援員が、一時保護所や児童養護施設等に一時保護又は措置されているこどもを定期的に訪問して意見表明を支援し、関係機関に対して代弁等を行う

③ 児童福祉審議会での審議

・①②により表明のあった申立てを児童福祉審議会（こどもの権利擁護部会）が必要な調査を行ったうえで審議し、意見具申等を行う

<事業全体イメージ>

